ID:　41

担当部署:　教育委員会事務局 教育部 教育統括室 管理課

処分の概要	設備の変更又は中止命令
例規名 根拠条項	芦屋市立学校使用条例　第10条第2項
例規番号	昭和27年条例第9号

【根拠条文】

第10条　使用者は委員会又は学校長の許可を得て必要な設備をすることができる。

2　委員会又は学校長が必要と認めたときは、前項の設備の変更、若しくは中止を命ずることができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日